

上関町プレミアム付商品券取扱特定事業者募集要領

1. 商品券事業の概要

(1) 趣旨・目的

消費税・地方消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行します。

(2) 名称

上関町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）

(3) 発行者

上関町

2. 特定事業者（取扱参加店舗）について

(1) 資格要件

上関町内に事業所又は店舗がある事業者（以下「事業者」という。）のうち、次の①～②に該当しない者であること。

①役員等が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(2) 申込方法

商品券の「取扱参加店」として登録を希望する事業者等は、本要領を熟読のうえ、上関町プレミアム付商品券取扱参加店申込書（以下「申込書」という。）に記入のうえ、持参、郵送またはFAXにて上関町商工会に提出します。

(3) 募集期間

令和元年7月25日（木）から8月20日（火）まで

(4) 結果の通知

提出された申込書に基づき、資格の有無を審査します。その後、審査結果を8月下旬に申込者宛に通知します。

(5) 登録有効期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで。ただし、登録後であっても、以下の場合には登録を取り消すことがあります。

ア 申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合

イ その他、上関町が取扱参加店の登録を取り消すと判断した場合

(6) 登録手数料

無料

(7) その他

登録の通知をした事業者には、店頭に取り扱参加店舗であることを表示する為のポスター等の販促ツールや、取扱参加店が留意すべき事項等を記載した「取扱参加店実施要領」などを9月上旬に配布します。

3 商品券の対象とならないもの

以下に掲げる物品や役務の提供は商品券の使用対象外とします。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 国税、地方税や使用料などの租税公課

4 換金方法

(1) 換金窓口

山口銀行上関支店、東山口信用金庫上関支店、J A山口県農協上関支所

(2) 換金受付期間

令和元年10月11日(金)～令和2年4月13日(月)まで

(3) 換金手続

換金日の5営業日前までに、予め届け出た金融機関の支店の窓口に使用済み商品券・換金請求書、取扱参加店登録証を持参し、換金を申し出る

(4) 換金日

毎月5日及び20日の2回(但し、その日が金融機関の休日であった場合は翌営業日)とし、請求した金融機関の口座に振り込むものとする

(5) 換金額の支払

あらかじめ指定された口座に振込

(6) 換金手数料(取扱参加店負担金)

無料

5 商品券の取り扱いに係る留意事項

商品券の取り扱いにおいては、特に以下の事項についてご留意ください。

(1) 商品券の使用

- ・商品券の返金を行わないでください。
- ・額面金額を超える場合は、不足額は現金等で受け取ってください。
- ・額面金額未満の使用であっても、釣銭は渡さないでください。

(2) 商品券の換金

- ・換金請求は、金融機関の指定する日にち・時間帯で行ってください。
- ・換金請求をする場合は、予め商品券の裏面の「取扱参加店名」欄に事業者名を記載（スタンプ可）のうえ、換金窓口へお越してください。
- ・換金受付期間（令和2年4月13日）を経過した換金請求は受けることができませんので、期間内の換金請求を行ってください。

6. 取扱参加店禁止事項等

次に掲げるような不適切な行為を行ったと本町が認定した場合には、取扱参加店登録を解除するとともに、本町に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

- (1) 商品券と現金との引き換え
- (2) 事業決済資金（買掛金、未払い金等）としての流用や出資
- (3) 商品券を購入したものが自社商品の購買に商品券を使用すること
- (4) 商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること

7 取扱参加店の責務等

取扱参加店は、次に掲げる事項を遵守又は注意してください。

- (1) 取扱参加店は、商品券が利用可能な店舗であることが明確になるように、上関町商工会が配布するポスター等の販売ツールを、利用者にはわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用される商品券について、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を直ちに警察へ通報してください。また、その旨を上関町保健福祉課社会福祉係へご連絡ください。
- (3) 商品券の見本や「取扱参加店実施要領」の内容については、商品券を取り扱う全ての方に周知してください。
- (4) 取引により商品券を受け取ったときは、使用済みの商品券の再流出を防止するため、商品券の裏面に取扱参加店名を記入するとともに、既に取扱参加店の記入があるものは受取りを拒否してください。

8 その他

- (1) 一人の利用者が、一度の購入に大量の商品券を使用するといった「商品券の第三者への譲渡が疑われるケース」を覚知した場合は、次の問合せ先までご連絡ください。
- (2) 購入対象者には、引換券発送時に「商品券取扱参加店一覧」を同封する予定としています。
- (3) 使用期間を経過した商品券又は利用者から不要の申し出があった商品券は、取

扱参加店で受領せず、ご自身で処分するようお願いしてください。

(4) 商品券の盗難・紛失、滅失について、発行者（上関町）は責を負いません。

(5) 申込書に記載された事項に変更等が生じた場合は、速やかに次の問い合わせ先までご連絡ください。

◎問い合わせ先

- ・取扱参加店の募集・認定、商品券の換金手続き関すること

上関町商工会 ☎ 0820-62-0177 FAX 0820-62-0855

- ・商品券に関すること

上関町保健福祉課社会福祉係 ☎ 0820-62-0184